

# 瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）

## 管 理 計 画 書

平成11年3月

山陽四国地区国立公園・野生生物事務所

	目	次
瀬戸内海国立公園管理計画作成方針	.....	1
愛媛県地域管理計画作成方針	.....	2
第1 管理計画区設定方針	.....	2
1 管理計画区区分方針	.....	2
2 管理計画区の概要	.....	2
3 公園指定及び公園計画の経緯	.....	4
第2 管理の基本的方針	.....	5
1 管理方針	.....	5
2 保全対象と保全方針	.....	6
第3 風致景観の管理に関する事項	.....	11
1 許可、届出等取扱方針	.....	11
2 公園事業取扱方針	.....	19
第4 地域の開発、整備に関する事項	.....	25
1 整備の基本方針	.....	25
2 各地区の利用形態及び整備方針	.....	25
3 一般公共事業との調整	.....	27
第5 土地及び事業施設の管理に関する文書	.....	29
1 国有財産の管理	.....	29
2 公園事業施設の管理	.....	29
第6 利用者の指導等に関する事項	.....	30
1 自然解説に関する事項	.....	30
2 利用者の規制	.....	30
3 利用者の安全対策	.....	30
第7 地域の美化修景に関する事項	.....	31
美化清掃	.....	31
第8 各種団体との連携に関する事項	.....	32
1 瀬戸内海国立公園等連絡会議	.....	32
2 瀬戸内海国立公園広島県・山口県・愛媛県・福岡県・大分県地域連絡会議	.....	32
3 清掃団体	.....	32
第9 その他	.....	34
別紙1 瀬戸内海国立公園内マリーナの取扱方針	.....	35
別紙2 瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における 水面の埋立て取扱上の留意事項	.....	36
追補1 参考資料		
○ 修景緑化樹種一覧表	.....	37
○ 利用計画及び公園事業執行状況	.....	42
○ 許認可申請ルート	.....	43
追補2 参考資料		
管理計画検討会名簿	.....	44
作成経緯及び検討経緯	.....	45

## 瀬戸内海国立公園管理計画作成方針

瀬戸内海国立公園は、昭和9年3月16日、備讃瀬戸地域を中心に日本で最初の国立公園として指定され、その後、数次にわたる追加指定により、紀淡、鳴門、関門及び豊予の4海峡で囲まれた瀬戸内海のおよそ半分がその区域となった。その陸域面積は、62,781ha（平成9年3月現在）となっている。

瀬戸内海の景観の特色は、静かな海面、点在する多くの島々、白砂青松の浜、散在する漁港、段々畑など自然と人文景観が一体となった、独特の親しみ深い多島海景観にある。

瀬戸内海国立公園の区域は、瀬戸内海のうち多島海景観及び瀬戸景観に重点を置いて選定され、そのほかに内海部と一体となってこれらの景観を構成する本土部分、海水浴場、舟遊場、展望地等本公園にふさわしい利用拠点及び瀬戸内海の縁辺にあつて極めて利用性の高い地域及び海面が選定されている。

瀬戸内海国立公園は、昭和30年代に始まる大規模臨海工業地帯の出現、漁港、港湾の近代化、塩田の消滅、島全体を覆いつくすようなミカン畑の増大、松枯れによる森林・海浜景観の変化、そして地域住民の一部都市圏への集中と離島等の過疎・高齢化といった地域経済、社会環境の変化など自然、人文にわたる景観の著しい変化を経験してきた。また、近年は巨大な渡海橋、四国横断自動車道の整備開発が相次ぐ一方、造船、金属といった重工業の不況は、瀬戸内海沿岸各地に過疎と疲弊を招いているほか、全国的にブームとなったりリゾート開発が地域活性化の切り札とされ、瀬戸内海国立公園にも種々の開発が押し寄せた。従つて、今後とも変化しつつある地域の経済、社会環境等を的確に把握し、国立公園の保護と利用を図っていくことは、ますます重要な課題となつてくる。

瀬戸内海国立公園の現地管理は、山陽四国地区国立公園・野生生物事務所が各県と協力し、市町村その他関係機関、団体、住民の協力も適宜得ながら行つていくが、これを一層適正かつ、円滑に行うため関係機関、団体、学識経験者等の意見を踏まえた明確な方針のもとに、管理の徹底を図ることが重要である。かかる認識の下に、瀬戸内海国立公園においては、地域ごとに管理計画作成することとする。

## 愛媛県地域管理計画作成方針

瀬戸内海国立公園愛媛県地域は、芸予諸島・防予諸島の島しょ部と西宇和郡三崎町から東予市にかけての瀬戸内海沿岸部の一部からなり、「瀬戸内海国立公園管理計画作成方針」や「管理計画区の概要」で記述しているように、多島海美と瀬戸の潮流、また白砂青松の穏やかな海と砂浜の景観が特色である。

本管理計画は、このような地域の現況や特性を踏まえ、従来より行ってきた指導方針との整合性に留意し、自然の保全と各種行為との調整の円滑化及び適正な公園利用を目的として作成するものである。

### 第1 設定方針

#### 1 管理計画区分方針

瀬戸内海国立公園愛媛県地域については、風致景観の特性や利用上からみて、取扱上差異を設ける必要性は認められないので、一管理計画区とする。

#### 2 管理計画区の概要

本管理計画の地域の概要は、次のとおりである。

##### (1) 地形・地質

本地域の地形は、芸予海域の越智諸島・防予海域の忽那七島等の多島海の景観、来島海峡・船折瀬戸等の海峡の景観、唐子浜・孫兵衛作海岸等の白砂青松の海浜と、これらを望む近見山・出石山などの背後山地より成り立っている。

また、本地域には、中生代の多種多様な岩石が分布している。島しょ部の島々には、主として花崗岩類が分布しており、鷲ヶ頭山・積善山等の急峻な山地は熱変成岩類で構成されている。一方、興居島の小富士等の独立峰は安山岩の岩頸である。青島は、砂岩・泥岩で構成されているが、出石山・佐田岬半島には塩基性（緑色）片岩・泥質（黒色）片岩が分布している。

##### (2) 植生

瀬戸内海沿岸部や島しょ部の元々の植生はクスノキ・シイノキ・モチノキ等の照葉樹林と考えられる。しかし、長い年月の間、煮炊きや製塩の燃料とするため過度の森林の伐採がなされており、花崗岩地帯という乾燥しやすい立地条件も関係して、明治時代には大部分が禿げ山とアカマツ二次林となっていた。その後、大規模な緑化がなされ、また、燃料採取が行われなくなり、現在は次第に照葉樹林が復元しつつある。海岸部にはウバメガシ群落やクロマツ群落が多い。

##### (3) 動物

北条市の鹿島には、野生のニホンジカが20頭ばかり残っており、他に30頭が柵内に保護飼育され、県の天然記念物に指定されている。

芸予諸島には自然林地も30～50%残っており、僅かながらタヌキ・ホンドイタチも見られる。20年ばかり前の記録では、ノウサギやテンが大島や大三島で確認されている。

防予諸島では、ミカン畑が全島の43%を占め、自然林地が少なくなり、大型哺乳類の生息記録がない。

芸予諸島の春秋は、ハチクマやサシバなどの渡り、ユリカモメなどの海鳥や小鳥類の集団の渡りルートにもなっている。

(4) 人文景観

防予諸島・芸予諸島の島々は、人々の長い営みにより形成された段々畑や魚港集落が多く、多島海とあいまって瀬戸内海の特色ある景観を醸し出している。

また、小島の明治時代に構築された要塞跡、能島と来島の村上水軍3島の城跡、金山出石寺などの神社やその社叢も多く見られ歴史的景観を呈している。

(5) 利用状況

利用形態は、瀬戸内海の展望、社寺や史跡など人文景観めぐり、海水浴、キャンプ、ヨット、釣り等であり、年間を通じて多くの利用がなされている。

なお、この地域での年間利用者数（平成7年度）は330万人でその内訳は、佐田岬・金山出石寺など西部地域で45万人、忽那七島、鹿島など中部地域で133万人、今治市周辺市町村及び芸予諸島の東部地域で152万人となっている。

3 瀬戸内海国立公園愛媛県地域の指定及び計画の経緯

- 昭和 9年 3月16日内務省告示第135号 瀬戸内海国立公園の指定 (第1次指定)  
 昭和25年 5月18日厚生省告示第145号 公園区域の追加指定 (第2次指定)  
 波止浜町 桜井町 波方村 岡山村 渦浦村  
 下朝倉村 宮浦村 上朝倉村 盛口村 関前  
 村及び鏡村の各一部  
 昭和27年10月13日厚生省告示第265号 公園計画の一部決定  
 波止浜苑地  
 昭和29年 2月18日厚生省告示第 41号 公園計画の一部決定  
 小島棧橋  
 昭和31年 5月 1日厚生省告示第104号 公園区域の追加指定 (第3次指定)  
 今治市 松山市 八幡浜市 大洲市 宮窪町  
 弓削町 伯方町 大三島町 吉海町 大西町  
 魚島村 生名村 岩城村 上浦村 波方村  
 三芳町 北条町 中島町 西中島村 睦野村  
 神和村 長浜町及び三崎町の各一部  
 芸予諸島 防予諸島の周辺海域  
 昭和31年 6月15日厚生省告示第150号 公園計画の一部決定  
 波止浜集団施設地区  
 昭和32年10月23日厚生省告示第341号 公園計画の一部決定  
 第3次指定までの公園区域全体にわたる公園  
 計画の決定  
 (特別地域 集団施設地区 単独施設 道路 歩道 係留施設)  
 昭和32年10月23日厚生省告示第343号 特別地域の指定  
 昭和37年 4月 9日厚生省告示第102号 公園計画の一部決定  
 車道  
 昭和37年12月25日厚生省告示第441号 公園計画の一部決定  
 車道  
 昭和39年 6月13日厚生省告示第273号 公園計画の一部決定  
 桜井海岸道路(車道)  
 昭和40年 3月19日厚生省告示第128号 公園計画の一部決定  
 東予集団施設地区  
 昭和41年12月14日厚生省告示第536号 公園計画の決定  
 笠松山駐車場 道路(車道)  
 昭和45年 4月11日厚生省告示第 86号 公園計画の決定  
 法皇ヶ原園地 法皇ヶ原宿舎  
 昭和50年 6月 2日環境庁告示第 33号 公園計画の一部変更  
 道路(歩道)の追加  
 昭和56年 7月11日環境庁告示第 58号 公園計画の一部変更  
 道路の追加

## 第2 管理の基本的方針

### 1 管理方針

当管理計画は、この地域の特色、国立公園管理の実態及び課題を踏まえ、風致景観の管理、公園事業の取扱い、地域の開発・整備への対応、利用者指導、美化清掃、行政間の円滑な調整について、その取扱方針をできるだけ明確にし、関係者の合意を図り、現地管理の指針として作成するものであるが、特に次の点に留意して管理を行う。

#### (1) 自然海岸の維持

瀬戸内海全体で見ても、自然海岸は年々減少の一途をたどっている状況に鑑み、国立公園、特に特別地域の自然海岸は極力現状維持に努める。

#### (2) 多島海景観の維持

瀬戸内海の重要な景観の一つである多島海景観を維持するため、また水源確保、防災上からも、特に島しょの尾根部分の植生は、極力現状を維持し保全を図る。

#### (3) 野生動植物の保全

ニホンジカ、スナメリ、ナメクジウオ、カブトガニ、アビ等環境の変化に影響を受けやすい野生動物の生息環境の保全を図る。

また、局地的に見られる瀬戸内海の自然植生の保全を図る。

#### (4) 海域の汚染防止

国立公園内各種行為が、海域の汚染防止に配慮されているかどうかチェックし、必要な指導を行う。

#### (5) 利用形態と施設整備

瀬戸内景観の展望や歩道を利用した自然及び人文景観の探勝並びに夏季を中心とした海水浴が主な利用形態となっている。各地区の特性に留意し、自然とのふれあいを目的とした施設整備とその利用を図る。

#### (6) 住民生活との調整

地域住民の生活に必要な不可欠な行為については、その必要性を考慮し、風致・景観との調和を図る。

## 2 保全対象と保全方針

特色のある風致景観及び地形地質等、特にその保全を図るべき対象は以下のとおりである。

保全対象地地図（管理計画区図）

保 全 対 象	概 要	保 全 方 針
1 佐田岬の海岸植物群落	<p>灯台付近の岸壁から海水浴場にかけて海岸特有の自然植生の群落が発達している。海岸部にはハマボッサ、ボタンボウフウ、ハマゴウ、ハマナタマメなどの海浜植物群落が見られる。また風衝地にはハマヒサカキの低木林が発達しており、絶え間ない強風により平伏屈曲した樹形を示している。</p> <p style="text-align: right;">（第2種特別地域）</p>	<p>優れた植生の保護や地形の保全に努めるとともに、違法採取や踏み込みを防止するなど、必要な対策を講ずる。</p>
2 金山出石寺と社叢	<p>標高820mの出石山山頂に建つ金山出石寺は、弘法大師ゆかりの寺で真言宗別格本山として1200年の法燈を伝える名刹である。境内の十数本のスギの老木（樹齢：約500年）と仏閣は歴史の重みを伝えてくれる。山頂から眼下に瀬戸内海、遙か中国・九州や石鎚山をはじめ四国連山が望見される。県の指定記念物。</p> <p style="text-align: right;">（第2種特別地域）</p>	<p>歴史的建造物と境内周辺のスギ林等の保全に努める。</p>
3 津和地島氏神鼻のカシワ自生地	<p>氏神鼻はアラカシ群落であるが、ここに7本のカシワの生育が確認されている。断崖地であり、植栽の可能性はなく愛媛県では貴重な自生地と考えられる。</p> <p style="text-align: right;">（第2種特別地域）</p>	<p>カシワの自生地とその林内、林縁木の保護に努める。</p>
4 二神島のイブキ群落	<p>二神島の東に突き出た城の山にイブキ（ビャクシン）の群生地が見られる。イブキは乾燥した崖地に特有の針葉樹であり、各地に点在するが、群生しているのは極めて稀であり、県の天然記念物に指定されている。</p> <p style="text-align: right;">（第2種特別地域）</p>	<p>イブキ群生地の保護を図る。林内の荒廃が進んでいることから、立入りを制限するなど林内、林縁木の保護に努める。</p>

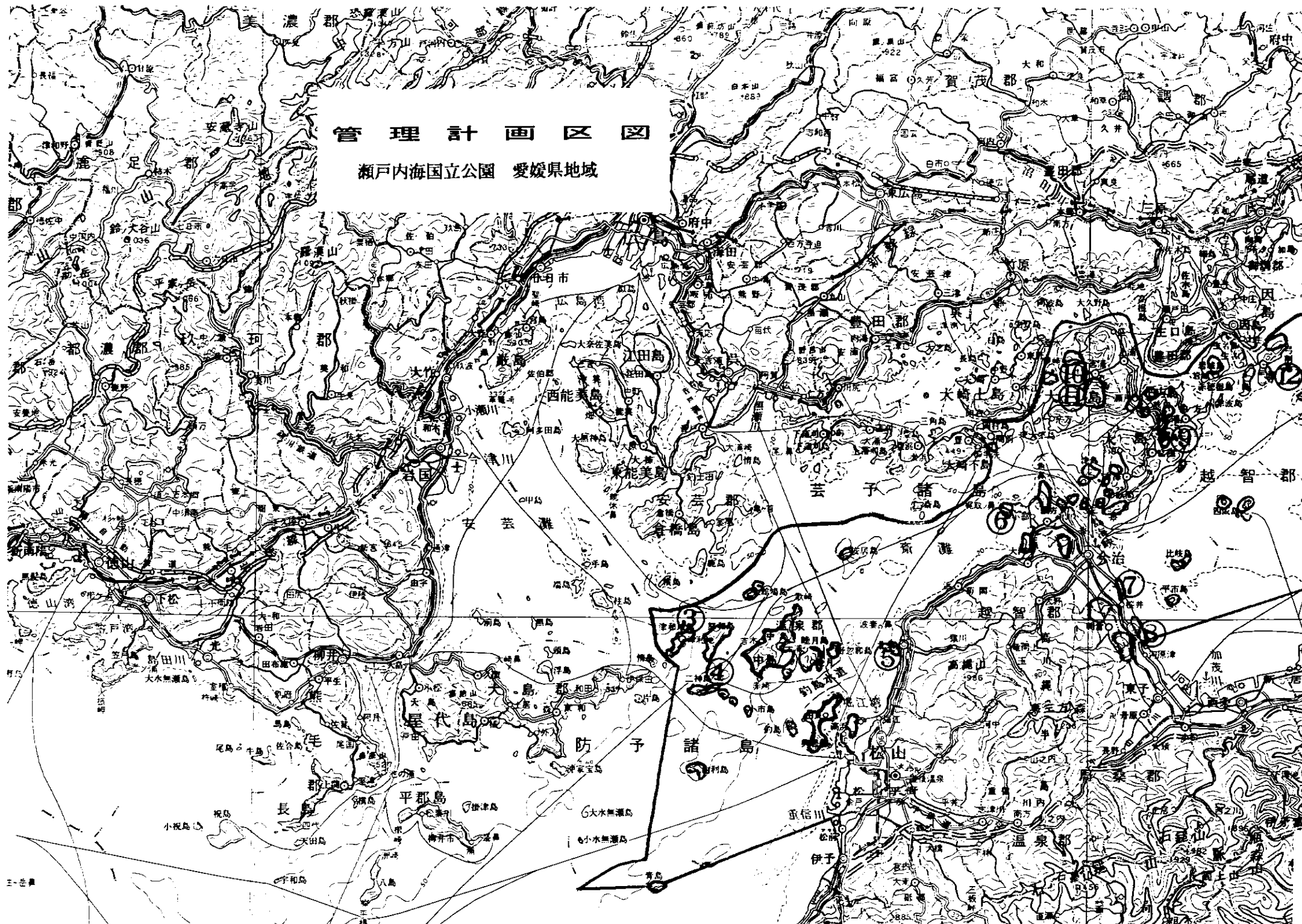


保 全 対 象	概 要	保 全 方 針
5 鹿島の照葉樹林と野生鹿	<p>クスノキ、シロダモ、タブノキ、トベラなどの照葉樹が多く、クスドイゲ、サカキカズラ、オオバグミなどの南方系植物も多い。頂上付近にはイブキが見られる。</p> <p>また、野生鹿が生息しており、県の天然記念物に指定されている。</p> <p>(第2種特別地域)</p>	<p>照葉樹林、野生鹿の保護と地形の保全に努める。</p>
6 御崎神社のヤマモモ群落	<p>参道沿いに幹周250cm前後のヤマモモの大木が約300m続いている。これほどの大木の群生は県内には他に例がなく、町の天然記念物に指定されている。</p> <p>(第2種特別地域)</p>	<p>ヤマモモ群落とその林内、林縁木の保護に努める。</p>
7 桜井海岸のクロマツ林と海浜植物群落	<p>約8kmにわたる白砂青松の浜辺(自然海岸)で、ハマエンドウ、ハマヒルガオ、ポタンボウフウ、ハマサジ、ハマゴウ等の海浜植物も多い。</p> <p>(第2種特別地域)</p>	<p>海岸の砂浜と背後の松林の保全に努める。</p> <p>また、海浜植物は極力柵を設け保護を図る。</p>
8 孫兵衛作蛇池の湿地植物群落	<p>サギソウの自生地として有名であるが、ミズハナビ、ミズトンボ、ミミカキグサなどの湿生植物が多数生育している。愛媛県にはこのような湿地が少なく貴重な存在であり、県の天然記念物にも指定されている。</p> <p>(第2種特別地域)</p>	<p>貴重な湿性植物群落の保護に努める。</p> <p>観察路が設置されているが、湿地内への立入りと湿生植物の盗採が発生しているため監視体制の強化を図る。またツルヨシやススキが繁茂を始めているなど遷移の進行が認められる。サギソウの補植以外に火入れて遷移を止めるなど必要な対策を検討する。</p>
9 能島の桜	<p>村上水軍3島の一つ能島水軍の里・能島城址がある。昭和6年に植えられた200本のソメイヨシノの群生がある。</p> <p>(第1種特別地域)</p>	<p>優れた植生景観の保全に努めるとともに、樹勢の衰える時期となっているので、保続の対策を講ずる。</p>

保 全 対 象	概 要	保 全 方 針
10 大三島御串山の照葉樹林	御串山の北東斜面には島しょ部特有の代表的な照葉樹が発達している。高木層はモチノキ、アラカシ、モッコクなどが多く、亜高木層にはタイミンタチバナ、ネズミモチなどが生育している。 (第2種特別地域)	照葉樹林の保護に努める。
11 大三島台本川河口の海浜植物群落	ハマサジ、ハマツナ、ハマゴウなどの塩生植物からなる群生地が見られる。 (第2種特別地域)	漂着ゴミを清掃するなど群生地の保護を図る。
12 弓削島法王ヶ原のクロマツ林	弓削神社付近の砂浜に発達した面積約2.2haのクロマツ林で、典型的な白砂青松の景観を作り出している。 (第2種特別地域)	海岸の砂浜と背後の松林の保全に努める。
13 高井神島のシマモクセイ群生地	シマモクセイ(ナタオレノキ)は九州以南に分布する南方系の植物で、本州、四国には僅か3箇所しか自生していない。関道神社の境内に6本の自生が確認されている。 (第2種特別地域)	シマモクセイの群生地と、その林内の保護に努める。

# 管理計画区図

## 瀬戸内海国立公園 愛媛県地域



### 第3 風致景観の管理に関する事項

#### 1 許可、届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」（平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号）、「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和49年11月20日環自企第570号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

#### (1) 特別地域

行為の種類	地区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全域	1 基本方針 主要展望地及び海上の観光船やフェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意し、眺望されやすい稜線上及び地形改変の著しい急傾斜地における設置は避けるものとする。  2 材料 風致を損なうことなく自然公園にふさわしい雰囲気をかもし出すよう、できる限り木材等の自然材料を使用するものとする。  3 デザイン 奇抜なデザインは避け、自然公園にふさわしい落ち着いた外観意匠とする。 (1) 屋根の形状 原則として切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根とする。 なお、屋根の勾配は10分の3以上とするが、著しい急勾配の屋根は避ける。 (2) 屋根の色彩 こげ茶色系（着色処理をしていない銅板葺を含む。）、暗緑色系、暗灰色系又は黒色系とする。 (3) 外壁の色彩 木材等の自然材料が使用できない場合は、乳白色系、ベージュ色系、グレー色系又は茶色系とし、屋根の色彩との調和を図る。  4 修景緑化方法 (1) 工事に伴う支障木の伐採は、必要最小限とする。 また、支障木のうち可能なものは移植するものとする。 (2) 法面等の緑化は、原則として潜在自然植生の樹種を使用した永続性のある樹林の形成によるものとする。 ただし、それが困難な場合は、郷土種を主体とした低木やシバ類、ヨモギ、ススキ、メドハギ等の郷土産植物を混合した種子吹付け等で緑化するものとするが、これによることが著しく不合理な場合には、

行為の種類	地区	取 扱 方 針
		<p>洋芝類、牧草類によるものとする。</p> <p>(3) 建築物の周辺の修景、あるいは建築物を隠ぺいする必要がある場合は、原則として、郷土産植物により緑化する。</p>
(2) 道路	全域	<p>1 基本方針 地形の改変を極力少なくするなど、風致に配慮した道路線形とする。</p> <p>2 法面処理方法 原則として、緑化を図るものとする。 また、法面安定のための法枠工についても、原則として、枠内の緑化を図る。 なお、モルタル吹付工は、交通安全上、代替工法がない場合にのみ施工するものとする。</p> <p>(1) 落石防護柵及び落石防護ネット 色彩は、暗灰色系（亜鉛メッキ仕上げ）又はこげ茶色系とする。</p> <p>(2) 擁壁 原則として、自然石や木材等の自然材料を用いるものとするが、コンクリートブロック積又はコンクリート擁壁とせざるを得ない場合は、自然石に模した表面仕上げとする。 ただし、公園利用者から望見されない場所にあつては、この限りでない。</p> <p>3 交通安全柵 原則として、ガードケーブル（暗灰色系（亜鉛メッキ仕上げ））、ガードパイプ（暗灰色系（亜鉛メッキ仕上げ）、こげ茶色系）又は擬木（こげ茶色系）を用いる。</p> <p>4 残土処理 原則として、国立公園外に搬出するものとする。やむを得ず国立公園内に処理する場合は、風致上の支障がなく、かつ、災害を誘発するおそれのない場所とし、緑化を図るものとする。</p> <p>5 修景緑化方法</p> <p>(1) 1 工作物(1) 建築物 4 (1)及び(2)に準ずるものとする。</p> <p>(2) モルタル吹付工の法面は、原則として、ツル性植物等により緑化する。</p> <p>(3) 工事に伴い生じた廃道敷や作業ヤード跡地等は、風致上支障のないよう整理し、郷土産植物により緑化する。</p>

行為の種類	地区	取扱方針
(3) 鉄塔、 アンテナ	全域	<p>1 基本方針 利用地点及び海上からの眺望に著しい支障を与えないよう留意するものとする。 なお、新築の場合は、その必要性、場所の選定及び風致上の支障について事前に十分な検討を行うものとし、設置を認める場合は、主要展望対象地及び主要展望方向の風致を阻害する位置には設けないものとする。</p> <p>2 色彩 原則として、利用地点から稜線をこえないものは、こげ茶色系とし、稜線をこえるものは暗灰色系（亜鉛メッキ仕上げ）とする。 なお、航空障害対策は塗色でなく、標識灯の設置によるものとする。</p> <p>3 資材の搬入路 資材の搬入路の規模は、必要最小限にとどめるものとする。</p> <p>4 修景緑化方法 1 工作物(1) 建築物 4(1)及び(2)に準ずるものとする。</p>
(4) 電柱	全域	<p>1 基本方針 利用地点及び海上からの眺望に著しい支障を与えないよう留意するものとする。 なお、新設の場合は、その必要性、場所の選定及び風致上の支障について、事前に十分な検討を行うものとし、設置を認める場合は、主要展望対象地及び主要展望方向の風致を阻害する位置には設けないものとする。</p> <p>2 色彩 原則として、コンクリート柱は素材色、鋼管柱は暗灰色系（亜鉛メッキ仕上げ）とする。 ただし、風致上主要な地域については、こげ茶色系等周囲の風致に調和した色彩とする。</p> <p>3 共架 電力線と電話線が平行する場合は、原則として、共架とする。</p> <p>4 地下埋設 公園利用上重要な地区であって、十分な風致の保全のための措置が必要とされる場合は、極力地下埋設と</p>

行為の種類	地区	取扱方針
		する。
(5) 治山・砂防施設	全域	<p>1 基本方針            主要展望地及び海上からの眺望に著しい支障を与えないよう留意するものとする。            なお、新設の場合は、その必要性、風致上の支障、利用動線への影響等を事前に十分検討するものとする。</p> <p>2 表面処理            主要利用地点から望見される場所にあつては、自然石を使用するか、又は自然石を模した表面仕上げとする。            落石防護柵については、暗灰色系（亜鉛メッキ仕上げ）又はこげ茶色系とする。</p> <p>3 資材の搬入路            1 工作物(3) 鉄塔、アンテナ 3に準ずるものとする。</p> <p>4 修景緑化方法            1 工作物(1) 建築物 4 (1)及び(2)に準ずるものとする。</p>
(6) 海岸保全施設	全域	<p>1 基本方針            自然海岸への設置は、原則として、認めないものとする。            ただし、災害が現に発生している場所、又は災害が発生するおそれが極めて大きい場所については、この限りでない。</p> <p>2 表面処理            主要利用地点から望見される場所にあつては、自然石を使用するか、又は自然石を模した表面仕上げとする。</p> <p>3 資材の搬入路            1 工作物(3) 鉄塔、アンテナ 3に準ずるものとする。</p> <p>4 修景緑化方法            1 工作物(1) 建築物 4 (1)及び(2)に準ずるものとする。</p>
(7) 海岸環境整備事	全域	<p>1 基本方針            第2・3種特別地域の自然海岸への設置については、</p>

行為の種類	地区	取扱方針
業施設		<p>浸食等による災害を受けているか又は受けるおそれが極めて大きい場合であって、他の工法によっては、防災の目的を達成することができない場合以外は原則として認めないものとする。</p> <p>2 設置方法 やむを得ず、設置する場合は次の事項に留意するものとする。 (1) 原則として埋立てを伴わないものとする。 (2) 離岸堤はできる限り潜堤とすること。 (3) 突堤は、原則として自然石積みとし、できる限り潜堤とすること。</p> <p>2 表面処理 1 工作物(6) 海岸保全施設 2に準ずるものとする。</p> <p>3 資材の搬入路 1 工作物(3) 鉄塔、アンテナ 3に準ずるものとする。</p> <p>4 修景緑化方法 1 工作物(1) 建築物 4 (1)及び(2)に準ずるものとする。</p>
(8) 自動販売機	全域	<p>1 基本方針 道路脇に単独で設置するものは、認めないものとし、建築物に自動販売機を併設する場合は、次の要件に適合したものとする。</p> <p>2 設置方法 設置場所は軒下とし、かつ、建築物壁面と同一面に納まるよう設置するものであること。 また、壁面と同一面に納まることが不可能な場合には、木材等の化粧板で覆う等、修景に配慮されているものであること。</p> <p>3 色彩 建築物と調和のとれた色彩であること。</p> <p>4 その他 空缶等の回収が適正に行われるものであること。</p>
2 木竹の伐採	全域	<p>1 基本方針 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9</p>



行為の種類	地区	取扱方針
		<p>日国発第643号)及び「同(国有林の取扱い)」(昭和48年8月15日環自企第516号)を基本とし、地域の風致の維持に配慮した施業とする。</p> <p>2 施業に当たっての留意事項</p> <p>(1) 保全すべき林分及びその周辺は、原則として、皆伐は避けるものとする。</p> <p>(2) 道路沿線等については、極力皆伐は避けるものとする。</p>
<p>3 広告物 (1) 営業用 広告物</p>	<p>全域</p>	<p>1 基本方針            広告物の設置は、過大なものとならないよう留意し、風致の維持に支障を来さない場所とする。            また、複数設置する場合は、極力統合を図る。            なお、商品広告及び営業地外での社名広告(いわゆる野立広告物等)は認めないものとする。</p> <p>2 材料            できる限り木材等の自然材料を使用する。</p> <p>3 デザイン・色彩            周囲の風致と調和したデザインとする。</p> <p>(1) 表示板            白色系、赤色系、緑色系、こげ茶色系、青色系又は黒色系とする。</p> <p>(2) 支柱            暗灰色系(亜鉛メッキ仕上げ)、こげ茶色系又は木材等自然素材の色彩とする。</p>
<p>(2) 指導標            識            案内板            誘導標識</p>	<p>全域</p>	<p>1 基本方針            周囲の風致と調和するよう留意するものとし、複数設置する場合は、極力統合を図る。</p> <p>2 材料            できる限り木材等の自然材料を使用する。</p> <p>3 色彩</p> <p>(1) 標示板</p> <p>① 表示文字</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 矢印は赤色系とし、文字は白色系とする。</li> <li>・ 案内図に使用する色彩は、3 広告物(1) 営業用広告物 3(1)に準ずる。</li> </ul> <p>② 地            こげ茶色系又は木材等自然素材の色彩とする。</p> <p>(2) 支柱</p>

行為の種類	地区	取扱方針
		<p>暗灰色系（亜鉛メッキ仕上げ）、こげ茶色系又は、木材等自然素材の色彩とする。</p>
<p>4 水面の埋立て</p>	<p>全域</p>	<p>1 基本方針 海面と一体となって優れた風致を構成する自然海岸は、瀬戸内海国立公園の風致の重要な要素をなすものであるため、適正な保護を図るため、水面の埋立てについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>2 特別地域及びその地先水面の埋立て 原則として許可しないものとする。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当するものであること。 ア 地域住民の日常生活に必要なもの及び農業若しくは漁業の用に供されるものであって、必要性が高く、かつ、他に適地がないと認められる場合 イ 既に人工海岸又は半自然海岸になっている海岸の地先で養浜を行う等、自然景観の回復を目的とする場合 ウ 陸上部に人工的施設が多数密集する等、自然状態が著しく改変されている場合</p> <p>(2) 必要に応じて自然環境等に与える影響を調査し、風致への著しい支障がないよう適正な措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 埋立工事に伴う濁水が周辺海域へ拡散しない工法とする。</p>
<p>5 マリーナ</p>	<p>全域</p>	<p>基本方針 1 工作物及び4水面の埋立てに関する取扱方針のほか、別紙1「瀬戸内海国立公園内マリーナの取扱方針」によるものとする。</p>

(2) 普通地域

行為の種類	地区	取扱方針
1 ゴルフ場の造成	全域	「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」（平成2年6月1日環自保第343号）によるものとする。
2 水面の埋立て	全域	別紙2「瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱上の留意事項」によるものとする。
3 マリーナ	全域	水面の埋立てに関する取扱方針によるほか、別紙1「瀬戸内海国立公園内マリーナの取扱方針」によるものとする。

## 2 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」（平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路 (車道)	全線	<p>1 基本方針 風致の維持に配慮した道路線形とし、併せて快適な公園利用と交通安全の確保を図るものとする。</p> <p>2 法面処理方法 原則として、5 修景緑化方法により緑化する。 また、法面安定のための法枠工についても、枠内に同様の緑化を図る。 工事法面が大きくなる場合は、原則として、犬走りを設けるものとする。 なお、モルタル吹付工は、交通安全上、代替工法がない場合にのみ施工するものとする。</p> <p>(1) 落石防護柵及び落石防護ネット 色彩は、暗灰色系（亜鉛メッキ仕上げ）又はこげ茶色系とする。</p> <p>(2) 擁壁 原則として、自然石や木材等の自然材料を用いるものとするが、工法上コンクリートブロック積又はコンクリート擁壁とする場合は、自然石に模した表面仕上げとする。 ただし、公園利用者から見えない場所にあつては、この限りでない。</p> <p>3 交通安全柵 原則として、ガードケーブル（暗灰色系（亜鉛メッキ仕上げ）、ガードパイプ（暗灰色系（亜鉛メッキ仕上げ）、こげ茶色系）又は擬木（こげ茶色系）を用いる。</p> <p>4 残土処理 原則として、国立公園区域外に搬出するものとする。やむを得ず国立公園区域内に処理する場合は、風致上の支障がなく、かつ、災害を誘発するおそれのない場所とし、修景緑化を図るものとする。</p> <p>5 修景緑化方法 1 許可、届出等取扱方針（1）特別地域 1 工作物（2）道路 5 修景緑化方法に準ずるものとする。</p>

事業の種類	地区	取 扱 方 針
		<p>6 附帯施設の取扱い</p> <p>(1) 園地、休憩所、展望施設、駐車場、トイレ等の附帯施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置するものとする。</p> <p>(2) 案内板、解説板等は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置するものとし、周辺の自然と調和したデザインとする。</p> <p>(3) 施設の規模は過大とならないよう留意するものとする。</p> <p>なお、建築物のデザイン等は3 宿舍 3 及び4に準ずるものとする。</p> <p>7 管理運営方法</p> <p>くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。</p> <p>また、安全性の点検及び草刈り、清掃等を定期的実施するものとする。</p>
2 道路 (歩道)	全線	<p>1 基本方針</p> <p>路線は、単に到達性を重視するだけでなく、興味対象地を有効につなぎ、沿線の自然に親しむことのできるルートとする。</p> <p>また、利用者の安全及び踏圧による浸食の防止等に配慮するものとする。</p> <p>2 附帯施設の取扱い</p> <p>(1) 休憩所、展望施設、トイレ等の附帯施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置するものとする。</p> <p>(2) 案内板、解説板及び道標等は、利用性及び管理面を考慮し適切に配置するものとし周辺の自然と調和したデザインとする。</p> <p>(3) 施設の規模は過大とならないよう留意するものとする。</p> <p>なお、建築物のデザイン等は3 宿舍 3 及び4に準ずるものとする。</p> <p>3 通景線の確保</p> <p>展望の優れた箇所については、樹木の成長により視界が遮断されないよう適宜枝払いを行うなど、通景線の確保に配慮するものとする。</p> <p>4 修景緑化方法</p> <p>法面は原則として、郷土産植物により緑化を</p>

事業の種類	地区	取扱方針
		<p>図るものとする。</p> <p>5 管理運営方法  くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。  また、危険箇所の点検及び草刈り、清掃等を定期的実施するものとする。</p>
3 宿舎	全域	<p>1 基本方針  主要展望地及び海上の観光船やフェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意し、眺望されやすい稜線上及び地形改変の著しい急傾斜地における設置は避けるものとする。  なお、宿舎事業として判断する基準は、次の要件を満たすものとする。  (1) 旅館業法による許可を得たもの、又は得る見込みのあるもの。  (2) 宿泊収容人数が30人/日以上のももの。</p> <p>2 規模  地上部3階建て以下とする。  なお、既に3階建てをこえているものについては、建て替えのための新築又は増改築の際、既存階数をこえないものとする。</p> <p>3 材料  風致を損なうことなく自然公園にふさわしい雰囲気をかもし出すよう、できる限り木材等の自然材料を使用するものとする。</p> <p>4 デザイン  奇抜なデザインは用いず、自然公園にふさわしい落ち着いた外観意匠とする。  (1) 屋根の形態  原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とし、屋根の勾配は10分の3以上とするが、著しい急勾配屋根とならないものとする。  また、勾配屋根ではない既存建築物の増改築の際には、勾配屋根、傾斜パラペット又は飾り屋根を設置するものとする。  (2) 屋根等の色彩  屋根又は傾斜パラペットの色彩は、こげ茶色系（着色処理をしていない銅板葺を含む）、</p>

事業の種類	地区	取 扱 方 針
		<p>暗緑色系、暗灰色系又は黒色系とする。</p> <p>(3) 外壁の色彩 木材等の自然材料を使用できない場合は、乳白色系、ベージュ色系、グレー色系又は茶色系とし、屋根の色彩との調和を図る。</p> <p>5 附帯施設の取扱い テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日環自保第138号)によるものとする。</p> <p>6 修景緑化方法 1 許可、届出等取扱方針 1 工作物(1) 建築物 4 緑化修景方法に準ずるものとする。</p>
4 休憩所	全域	<p>1 基本方針 海浜地、樹林地、展望地等設置場所の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝や海浜利用等、人と自然のふれあいを高めるよう配慮するものとする。</p> <p>2 規模 地上部2階建て以下とする。</p> <p>3 デザイン 3 宿舎3及び4に準ずるものとする。</p> <p>4 附帯施設の取扱い 休憩所、展望施設、トイレ等の附帯施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置するものとする。</p> <p>5 修景緑化方法 1 許可、届出等取扱方針 1 工作物(1) 建築物 4 緑化修景方法に準ずるものとする。</p>
5 園地	全域	<p>1 基本方針 海浜地、樹林地、展望地等設置場所の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝、ピクニック、風景鑑賞等人と自然のふれあいを高めるよう配慮するものとする。</p> <p>2 附帯施設の取扱い (1) 休憩所、展望施設、トイレ等の附帯施設は</p>

事業の種類	地区	取 扱 方 針
		<p>利用性及び管理面を考慮し適正に配置するものとする。</p> <p>(2) 自然に対する理解を求めるとともに利用の効果を高めるため、案内板、解説板及び指導標等を適切に配置するものとする。</p> <p>(3) 施設の規模は過大とならないよう留意するものとする。</p> <p>なお、展望施設の建築物のデザイン等は3 宿舍3 及び4 に準ずるものとする。</p> <p>3 管理運営方法</p> <p>(1) 危険箇所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全を図るものとする。</p> <p>(2) くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。</p> <p>また、園路、広場の草刈り、園地内の清掃等を定期的実施するものとする。</p>
6 野営場	全域	<p>1 基本方針</p> <p>海浜地、山間部等設置場所の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝や海浜利用等人と自然のふれあいを高めるように配慮するものとする。</p> <p>2 附帯施設の取扱い</p> <p>(1) 附帯施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置するものとする。</p> <p>また、既存施設についても快適な環境が保持できるよう管理上十分配慮する。</p> <p>(2) 建築物のデザイン等は3 宿舍3 及び4 に準ずるものとする。</p> <p>3 管理運営方法</p> <p>(1) 炊飯に伴う不注意な火気の取扱い及びたばこの投げ捨て等が山火事の原因になることが十分認識されるよう利用者に啓発するものとする。</p> <p>(2) 残飯等のごみは、ごみ捨て場を指定し、十分な管理を行うものとする。</p> <p>(3) 安全管理（枯損木の処理等）の徹底を図るものとする。</p>
7 水泳場	全域	1 基本方針



事業の種類	地区	取 扱 方 針
		<p>海岸の特性に応じた施設の整備及び管理を行い、人と自然のふれあいを高めるように配慮するものとする。</p> <p>2 附帯施設の取扱い  (1) 附帯施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置するものとする。</p> <p>(2) 建築物のデザイン等は3 宿舍3及び4に準ずるものとする。</p> <p>3 管理運営方法  くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。</p>
8 駐車場	全域	<p>1 基本方針  自然とのふれあいを進めるため安全で快適な駐車場を整備する。</p> <p>2 附帯施設の取扱い  (1) 附帯施設については、利用性や管理面を考慮し、適正に配置するものとする。</p> <p>(2) 建築物のデザイン等は3 宿舍3及び4に準ずるものとする。</p> <p>3 管理運営方法  くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。</p>
9 給水施設	近見山地区	<p>1 基本方針  基盤施設として適切な整備を図り、特に衛生面等に十分留意し、維持管理するものとする。</p> <p>2 附帯施設の取扱い  建築物のデザイン等は3 宿舍3及び4に準ずるものとする。</p>

## 第4 地域の開発、整備に関する事項

### 1 整備の基本方針

- (1) 瀬戸内海国立公園の重要な風致・景観の要素である多島海景観を保護しつつ、展望、自然探勝、野外レクリエーション等を公園利用の柱とし、園地、野営場、歩道等自然とのふれあいのための施設整備を図るものとする。
- (2) 特色のある植生や地形、眺望対象などの解説案内板、誘導標識等を愛媛県地域として統一性のある整備・再整備を行うと共に、管理の適正を図り、国立公園の存在意義と利用性を高めるものとする。
- (3) 瀬戸内海周辺に息づく野生動物（渡り鳥を含む）の生息環境や夜間の風致景観を保護するため、夜間の照明は極力抑制するよう配慮するものとする。
- (4) 瀬戸内海の景観の特色である塩生植物（海浜植物）が、近年減少しつつあることから、施設整備を図る上で、極力保護するよう留意するものとする。

### 2 各地区の利用形態及び整備方針

#### (1) 佐田岬地区（三崎町）

豊予海峡の好展望地であり、駐車場、展望園地等が整備されている。岬周辺には、海岸特有の植生群落が発達しており、また地形が急峻であるため、自然の維持及び利用者の安全確保に配慮するものとする。

#### (2) 金山出石寺地区（八幡浜市、大洲市、長浜町）

真言宗御室派別格本山として1200年の法燈を伝える名刹で、通年、参拝者等の利用者も多く、瀬戸内海の眺望にも優れている。寺の周辺はスギ、ヒノキの人工林（社有林）で占められ、山腹は急峻で山頂の平坦地は境内となっており、施設整備の余地は限られていることに十分留意するものとする。

#### (3) 姫原集団施設地区（中島町）

展望休憩所が山崩れで撤去され、関連の歩道、便所も危険なため休止状態となっている。山腹復旧工事、休憩所の再整備等について、関係機関と協議する等、今後の取扱いについて早急に検討する。

#### (4) 高戸山（松山市）

松山市内の小学生の遠足や自然科学教室、来島者、地域住民の憩いの場として親しまれている公園である。多島海景観が眺望できる展望台、便所、歩道が整備されているが老朽化が著しいので再整備と自然探勝路や解説標識の整備を図る。

#### (5) 鹿島地区（北条市）

野生の鹿（県天然記念物）が生息する照葉樹林に覆われた周囲約2kmの小島である。裏側からは、玉理、寒戸島（伊予の二見）が眺められる。園地が整備されているが、広がりがないので、工夫して利用性を高める施設整備を図る。また、自然観察路や解説標識の整備も併せて行う。老朽化の著しい国民宿舎の改修については、今後検討する。

(6) 鴨池海岸地区（大西町）

鴨池海岸、鳶鴉山展望台から弓杖島方面を眺める景色は、白砂海岸と沖の島とが調和のとれた一体感があり、眺望が良い。展望台、歩道の再整備、車道、駐車場、休憩所、園地広場等を整備し、自然とのふれあいの場として整備を図る。

(7) 大角鼻地区（波方町）

セトノジギク、ツワブキの群生している半島から芸予諸島、来島海峡が一望できる好展望地である。展望、釣り、海水浴等四季を通じて利用されている。展望台、ピクニック広場、駐車場等園地施設が整備されている。駐車場、自然観察路等の整備を図る。

(8) 波止浜地区（今治市）

糸山

来島海峡が一望できる好展望地である。展望台、休憩所、便所等が整備されているが今後園地、駐車場の整備を図る。

波止浜

国指定の名勝地で公園山頂からは、来島海峡が望める好展望地である。便所、展望休憩所、歩道等が整備されているが、一部の歩道の再整備とサイン計画の見直しを図る。

島しょ部

来島、小島、馬島の恵まれた自然が特徴である。夏の海水浴、キャンプを中心に利用されている他、魚釣りや小島に残されている要塞跡を巡る椿並木のハイキング利用も多い。来島水軍や要塞の史蹟探訪と海の自然体験の場としての施設整備を図る。

近見山

芸予諸島、防予諸島、来島海峡が一望できる好展望地である。展望台、車道、駐車場等が整備されているが、一部施設の老朽化が進み到達道の整備が不十分である。当面は、展望利用を主とした既存施設の再整備を図る。地区全体の整備方針については、関係機関と協議を図る。

(9) 東予集団施設地区（今治市、東予市）

国民休暇村を中心に海水浴、キャンプ、園路での自然観察など年間を通じて多くの利用がなされている。

今後も計画的に園地整備を進めて行くこととするが、基本的には、既存の改変地域内の整備に止め、極力施設地区内の自然の改変を避けることとする。

なお、笠松山周辺地区と一体性をもたせ、自然とふれあうための施設を積極的に整備する。

(10) 笠松山周辺地区（今治市、東予市、朝倉村）

笠松山、世田山から見る石鎚連山、周桑平野、燧灘の景観は心に残る風情がある。東予集団施設地区、蛇池の湿地植物と一体性をもたせる自然観察路の改良等を行うとともに、到達道、駐車場、便所、休憩所の再整備、展望所等の整備を図る。

(11) 観音崎地区（関前村）

展望台、便所、休憩所等が整備されているが、利用性を高めるため園地広場の整備を図る。整備の際には周辺の修景に配慮する。

(12) 大島地区（吉海町）

大島自然研究路は、島の南端部の海岸線に沿って延長1.8kmで、校外活動や大島島四国巡拝路として利用されている。研究路の要所に四阿や解説標識等の整備を図る。

(13) 伯方島地区（伯方町）

開山

桜の名所として、行楽シーズンには多くの利用者が訪れる。展望台からの眺望もよく多島海景観を満喫できる。展望台、トイレの老朽化が著しいので再整備を図る。

宝股山

伯方島のほぼ中央に位置し、山頂には大きな奇岩が多数あり、パノラマの多島海景観を眺望できる。山の中腹には駐車場が整備されているが、山頂までの歩道の再整備を検討するとともに駐車場付近に便所の新築を図る。

(14) 大三島地区（大三島町）

鷲ヶ頭山山頂からは、360°の多島海景観を眺望できる。山頂付近まで車道が整備され、大山祇神社から山頂までは歩道も整備されている。山頂の駐車場付近には便所が整備されているが、今後は展望休憩所の設置を図る。

(15) 岩城島地区（岩城村）

積善山は、山頂より360°の多島海景観を眺望でき、春には3千本程の桜が見事に咲き瀬戸内海によく映える。歩道、休憩所、展望台等公園施設も整備されているが、車道の幅員が狭く検討を要する。

(16) 立石山地区（生名村）

島周辺の島しょ部を眺望でき、気軽に登山できることから地域に親しまれている展望園地である。山の西側に歩道が整備され、山頂と途中に展望広場が整備されている。東側に歩道があるが、整備が不十分なので再整備を図る。

(17) 法王ヶ原地区（弓削町）

白砂青松の風光明媚な自然海岸で、夏の海水浴客が多い。宿泊施設、園地が整備されているが、国民宿舎の大規模改修、園地施設のベンチ等老朽化の著しい施設の再整備や便所、シャワー・更衣室等の新設を図る。

3 一般公共事業との調整

地域の生活・産業の基盤となる道路、港湾、治山、砂防等の事業と国立公園計画との調整を有効かつ円滑に進めるために、県の公共事業部局との間で、下記の手順で事前調整を実施する。

(1) 事前調整の対象となる公共事業は、次年度以降に実施が見込まれている事業で、自然公園法の手続きを必要とするものとする。

(2) 当該公共事業にかかる実施計画の概要を、毎年1月末日までに、山陽四国地区国立公園・野生生物事務所に提出する。

(3) 山陽四国地区国立公園・野生生物事務所は、必要に応じて、毎年2月末日までに事業者から実施計画の内容を聴取し、許認可等の事前調整を図る。

- (4) 公園事業の執行として行う道路等の事業で、公園事業の決定若しくは変更が必要とされるものについては、自然環境保全審議会に諮る必要があることから、山陽四国地区国立公園・野生生物事務所において、毎年2月末日までに事前調整を終え、諮問事務に必要な所定の手続きを進める。

## 第5 土地及び事業施設の管理に関する事項

### 1 国有財産の管理

#### (1) 今治市・浦手山

昭和40年に農林省より所管換を受け、その後東予集団施設地区として指定し、以来、利用施設の整備充実を図っている。

なお、国民休暇村の運営に供するため、一部を利用施設敷として貸付けている。

土地面積 135,616.52㎡

建	物	休憩所	1棟	66㎡
		炊事棟	2棟	57㎡
		便所	7棟	188㎡

#### (2) 今治市・近見山

昭和31年から昭和35年にかけて私有地の寄付により、所管地となったものであり、適正に管理している。

昭和31年に集団施設地区に指定し、休憩所、便所等の整備を図ってきている。

土地面積 25,756.62㎡

建	物	休憩所	1棟	132㎡
		便所	1棟	9㎡

### 2 公園事業施設の管理

公園事業施設が老朽化や破損によって、利用環境が著しく損なわれることのないよう、国、県、市町村の3機関で定期的に施設の点検を実施し、必要な対策を講ずるものとする。

また、自然公園等事業で整備された県有施設については、県と受託管理者とで、適正な施設管理のための方策を立てるものとする。

## 第6 利用者の指導等に関する事項

### 1 自然解説に関する事項

- (1) 自然に親しむ運動  
自然に学び、自然の仕組みの理解と自然を保護することの大切さの認識を深めるための「自然学習」の場を整備すると共に、事業の実施に向けて関係機関と協議する。  
東予集団施設地区 ————— バードウォッチング、海浜（塩性）植物等
- (2) 自然解説のための組織づくり  
国民休暇村、自然公園指導員、関係市町村職員等からなる自然学習の組織づくりを行う。
- (3) 自然解説パンフレットの作成  
公園利用者が自然に興味を持ち、また、自然の理解を深めるよう自然探勝用のガイドマップ、自然解説冊子を関係機関と協力して作成する。  
なお、地域住民の環境保全意識を高めるため、住民向けのプログラムも検討する。

### 2 利用の規制

野営場指定地以外でのキャンプ等国立公園の適正な利用に著しく影響を及ぼすような行為を防止するため、関係機関と連携を図り、監視体制の強化や利用者の指導に努める。

### 3 利用者の安全対策

最近、特にジェットスキーやウィンドサーフィンなどマリンスポーツの利用が増加していることから、海水浴利用者の安全性、快適性の確保の観点から関係機関と共に対策を検討する。

## 第7 地域の美化修景に関する事項

### 美化修景

愛媛県地域では、「愛媛県自然環境保全協議会」が主体となって清掃活動を進めているが、美化の徹底を図るためには、利用者のモラルの向上が不可欠である。

今後は、特に次の点に留意するものとする。

- (1) ごみ持ち帰りの看板を設置するなどごみの持ち帰り対策を基本とし、くずかごは、原則として設置しないものとする。やむを得ず設置する場合は、回収など十分に管理できる場所とする。
- (2) 関係市町村等において、地域ぐるみの清掃活動、体験学習、広報等を通じ、美化意識の普及に努める。
- (3) 公園施設を快適に利用するため、清掃体制の強化に努めるよう管理者を指導する。



## 第8 各種団体との連携に関する事項

次の各種連絡会議等の設置目的の推進を図るため、積極的に交流を行い、その組織強化等指導育成に努める。

### 1 瀬戸内海国立公園等連絡会議

山陽四国地区国立公園・野生生物事務所と関係地方公共団体との意志疎通を図るため、別紙記載の設置要領により、瀬戸内海国立公園及び足摺宇和海国立公園関係各県並びに山陽四国地区国立公園・野生生物事務所からなる瀬戸内海国立公園等連絡会議を設置している。

### 2 瀬戸内海国立公園広島県・山口県・愛媛県・福岡県・大分県地域連絡会議

上記会議の設置要領第4項（地域連絡会議）に基づき、地域レベルでの行政機関間の緊密な連携のもとに、国立公園の円滑な運営と整備の充実を図ることを目的として、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、大分県別に設置している。

### 3 清掃団体

愛媛県地域の美化清掃を推進していくため、今後とも県及び地元市町村と協力し、下記の清掃団体を適切に指導、支援する。

#### 愛媛県自然環境保全協議会

##### (1) 設置目的

自然公園法第16条の2（清潔の保持）の趣旨に基づき、国、県、市町村等が協力し、愛媛県内瀬戸内海国立公園の自然環境を清潔に保持すること。

##### (2) 事業

- ① 公園利用者がもたらすゴミ等の廃棄物の収集、運搬、処分等の美化清掃活動事業
- ② 美化思想の普及啓発に関する事業
- ③ 国、県及び市町村の国立公園に関する施策への協力

##### (3) 事務局

愛媛県環境局自然保護課

〈 瀬戸内海国立公園等連絡会議設置要領 〉

1 目的

瀬戸内海国立公園及び足摺宇和海国立公園の適正な運営と整備の充実を図るため、「瀬戸内海国立公園等連絡会議」を設置し、国、地方との連携を一層密にして公園行政の円滑化と効率化を推進しようとするものである。

2 構成

山陽四国地区国立公園・野生生物事務所及び関係県国立公園主管課

3 会議

(1) 会議は、山陽四国地区国立公園・野生生物事務所が召集し、毎年1回開催する。

(2) 会議は、次の事項について連絡、調整を行う。

- ① 国立公園行政と地方行政との連絡調整に関する事項
- ② 国立公園計画及び事業決定等に関する事項
- ③ 公園施設の整備及び公園事業に関する事項
- ④ 風致景観の管理に関する事項
- ⑤ 公共事業等の取扱いに関する事項
- ⑥ 自然学習等野外活動の推進に関する事項

4 地域連絡会議

この会議の目的を達成するため必要に応じ、関係市町村を加えた地域連絡会議を設置する。

5 経費

会議の参加旅費等は、各構成員が分担する。

## 第9 その他

次の点にも留意して、今後の適正な公園管理を行うものとする。

- 1 許認可手続の迅速化を図る観点から、重大な事案と判断される場合は、早期に連絡調整を図る。
- 2 自然公園法の規制を分かりやすく解説した広報パンフレットの作成を必要に応じて検討すると共に、県、市町村の広報を通じた協力を依頼する。
- 3 文化財保護法、県条例等関係法令との齟齬が生じないよう、他機関との調整を図る。

〈 瀬戸内海国立公園内マリーナの取扱方針 〉

マリーナとは、主としてプレジャーボート（ヨット、モーターボート等）を係留、保管するための施設（棧橋、艇庫等）をいい、一体として整備される防波堤、給油施設、修理工場、休憩施設等の関連施設を含むものとする。

1 次の地域においては、原則として認めない。

- (1) 特別保護地区、海中公園地区及び第1種特別地域
- (2) 貴重な自然的性質を有する地域のうち(1)に準じた取扱いをする必要があると認められる地域

2 1以外の特別地域にかかるマリーナについては、次の各号の要件に該当しない場合は、原則として認めない。

- (1) 自然海岸の埋立てをしない等風致の保護上著しい支障とならないものであること。
- (2) 自然海岸以外の埋立てについては、最小限とすること。
- (3) 係留施設の規模が過大でないこと。
- (4) 国立公園の主要展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。
- (5) 船舶の陸上保管場所や附帯施設は、可能な限り既存陸上部に設けること。
- (6) 船舶の陸上での保管は、最小限とすること。
- (7) 野生生物の生息・生育に重大な影響を及ぼさないものであること。
- (8) 海水浴等への影響が軽微であること。

3 普通地域のみにかかるマリーナについては、2の各号の要件を満たすよう指導する。

別紙2 瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て  
取扱い上の留意事項

瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立てについては、以下の各事項に留意して取り扱うものとする。

1 埋立理由に関する事項

当該地以外ではその目的を達成することが困難なもので、原則として次の各事項のいずれかに該当すること。

- ア 地域住民の日常生活に必要なもの。
- イ 港湾あるいは漁港関連施設の設備に必要なもの。
- ウ 地域の社会・経済的理由から計画されたもので必要性が認められるもの。
- エ 災害防止のため埋立て以外に方法がないもの。

2 埋立位置に関する事項

- (1) 次に示す地区等の地先を極力避けた位置であること。
  - ア 特別保護地区及び特別地域（共にその周辺を含む）
  - イ 自然海岸
- (2) 野生生物の保護上重要な干潟や浅海等に影響を及ぼさない位置であること。
- (3) 主要な展望地から見て、風景の保護上著しく支障とならない位置であること。

3 環境・風景の保全に関する事項

- (1) 埋立ての規模及び形状が適切であること。
- (2) 埋立地の利用計画が、明らかにされているものであって、その内容が適切であること。
- (3) 埋立地に設置される工作物の規模、形態等が、周囲の風景と調和するものであること。  
特に、リゾート開発に伴う施設及び高層建築物・巨大工作物等風景に与える影響が大きいものについては慎重に取り扱うこと。
- (4) 必要に応じ、埋立地に十分な緑化が計画されていること。
- (5) 埋立てによる潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合及び異常堆砂・異常洗掘等による隣接海岸への影響の度合いが軽微であること。
- (6) 周辺の海水浴場等に与える影響が軽微であること。
- (7) 埋立工事に伴う汚濁が周辺海域へ拡散しない工法がとられていること。

4 その他

「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」（昭和49年5月9日瀬戸内海環境保全審議会答申）の内容に合致したものであること。

< 修景緑化樹種一覧表 >

緑化樹木(高木)

	樹種名	園内 自生	生長	乾燥	陽陰	性状	樹高 (m)	鑑賞(月)	潮害	大気 汚染
1	アオギリ	自生	速い	普通	陽樹	常緑広葉	20		強い	強い
2	アカマツ	自生	速い	強い	陽樹	常緑針葉	30		弱い	弱い
3	アカメガシワ	自生	速い	強い	陽樹	落葉広葉	15		強い	強い
4	アカメヤナギ	自生	速い	強い	陽樹	落葉広葉	5			
5	アキニレ	自生	速い	普通	半陽	落葉広葉	15		強い	普通
6	アベマキ	自生	速い	普通	陽樹	落葉広葉	15		普通	
7	アラカシ	自生	速い	強い	半陽	常緑広葉	20		普通	強い
8	イイギリ		速い	普通	陽樹	落葉広葉	15	果実(10-11)		普通
9	イスノキ	自生	遅い	普通	陰樹	常緑広葉	20		普通	普通
10	イヌガヤ	自生	遅い	普通	陰樹	常緑針葉	5			
11	イブキ	自生	遅い	強い	半陽	常緑針葉	20		強い	強い
12	イロハモミジ	自生	速い	弱い	半陽	落葉広葉	15	紅葉(10-11)	弱い	弱い
13	ウバメガシ	自生	遅い	強い	半陽	常緑広葉	15		強い	強い
14	エゴノキ	自生	速い	普通	陽樹	落葉広葉	10	花(5-6)	強い	弱い
15	エドヒガン	自生	速い		陽樹	落葉広葉	15	花(3-4)		普通
16	エノキ	自生	速い	弱い	半陽	落葉広葉	20		弱い	普通
17	オオシマザクラ		速い	普通	陽樹	落葉広葉	15	花(3-4)	強い	強い
18	オオバヤシャブシ		速い	弱い	陽樹	落葉広葉	15			
19	オガタマノキ		普通	普通	陰樹	常緑広葉	20	花(3-4)	普通	普通
20	カイズカイブキ		遅い	強い	陽樹	常緑針葉	17		強い	強い
21	カクレミノ	自生	遅い	弱い	陰樹	常緑広葉	10		強い	強い
22	カゴノキ	自生	普通	普通	陰樹	常緑広葉	15			
23	カシワ	自生	遅い	普通	陽樹	常緑広葉	18		強い	強い
24	カナクギノキ	自生	速い	強い	陽樹	落葉広葉	10			
25	カヤ	自生	速い	普通	陽樹	常緑針葉	20			
26	クスノキ	自生	速い	普通	陰樹	常緑広葉	30		強い	強い
27	クスギ	?	速い	強い	陽樹	落葉広葉	15		普通	普通
28	クロガネモチ	自生	遅い	普通	陰樹	常緑広葉	20		強い	強い
29	クロキ	自生	普通	普通	陰樹	常緑広葉	15			
30	クロマツ	自生	普通	強い	陽樹	常緑針葉	30		強い	普通
31	ケヤキ	自生	速い	普通	陽樹	落葉広葉	30		弱い	普通
32	コナラ	自生	速い	強い	半陽	落葉広葉	15		普通	普通
33	ザイフリボク	自生	速い	強い	半陽	落葉広葉	10	花(4-5)		

緑化樹木(高木)

34	サカキ	自生	遅い	普通	陰樹	常緑広葉	10		普通	普通
35	シイノキ	自生	普通	普通	陰樹	常緑広葉	20		強い	強い
36	シュロ	自生	遅い	普通	陰樹	常緑針葉	5		強い	普通
37	シラカシ	?	速い	普通	陰樹	常緑広葉	20		強い	普通
38	シリブカガシ	自生	速い	普通	陰樹	常緑広葉	20			
39	センダン		速い	普通	陽樹	落葉広葉	20	花(5-6)	強い	普通
40	ソヨゴ	自生	遅い	普通	陰樹	常緑広葉	10			
41	タブノキ	自生	速い	普通	陰樹	常緑広葉	20		強い	普通
42	タラヨウ	自生	遅い	弱い	陰樹	常緑広葉	10	果実(10-11)	普通	普通
43	ナギ	?	遅い	普通	陰樹	常緑広葉	15		強い	強い
44	ナナミノキ	自生	普通	弱い	陰樹	常緑広葉	20	果実(11-2)		
45	ネズミサシ	自生	遅い	強い	陽樹	常緑針葉	5		普通	弱い
46	ネムノキ	自生	速い	強い	陽樹	落葉広葉	15	花(6-7)	強い	強い
47	ハゼノキ	自生	速い	普通	陽樹	落葉広葉	15	紅葉(10-11)	強い	普通
48	ハネミノイヌエンジュ		速い	普通	半陽	落葉広葉	15			
49	ヒイラギ	自生	遅い	強い	陰樹	常緑広葉	8	花(10-11)	強い	強い
50	ヒメヤシャブシ		速い	強い	陽樹	落葉広葉	10			
51	ヒメユズリハ	自生	遅い	普通	半陽	常緑広葉	15		強い	普通
52	ホルトノキ	自生	遅い	普通	陰樹	常緑広葉	20		強い	普通
53	マダケ	自生	速い	普通	半陽	常緑針葉	20		普通	弱い
54	マテバシイ		速い	普通	陰樹	常緑広葉	15		強い	強い
55	ミカン類			普通	陽樹	常緑広葉		果実(10-12)	普通	強い
56	ミズキ	自生	速い	弱い	陰樹	落葉広葉	15		普通	強い
57	ムクノキ	自生	速い	普通	半陽	落葉広葉	20		強い	強い
58	モウソウチク		速い	普通	半陽	常緑針葉	20		普通	強い
59	モチノキ	自生	遅い	普通	陰樹	常緑広葉	15	果実(11-12)	強い	強い
60	モッコク	自生	遅い	弱い	陰樹	常緑広葉	7		強い	強い
61	ヤブツバキ	自生	遅い	弱い	陰樹	常緑広葉	15	花(2-4)	強い	強い
62	ヤブニッケイ	自生	普通	普通	陰樹	常緑広葉	15		強い	普通
63	ヤマザクラ	自生	速い	弱い	陽樹	落葉広葉	25	花(3-4)		弱い
64	ヤマボウシ		速い	弱い	陽樹	落葉広葉	15			
65	ヤマモモ	自生	遅い	弱い	陰樹	常緑広葉	20		強い	強い
66	ユズリハ	自生	遅い	弱い	陰樹	常緑広葉	15		強い	強い

緑化樹木(低木)

	樹種名	園内 自生	生長	乾燥	陽陰	性状	樹高 (m)	鑑賞(月)	潮害	大気 汚染
1	アオキ	自生	速い	弱い	陰樹	常緑広葉	3	果実(12-5)	強い	強い
2	アキグミ	自生	普通	普通	半陽	落葉広葉	2			
3	アジサイ類		速い	弱い	陰樹	落葉広葉	2	花(5-7)	弱い	普通
4	アセビ	自生	遅い	強い	半陽	常緑広葉	3	花(4-5)	普通	普通
5	イヌザンショウ	自生	普通	普通	陽樹	落葉広葉	2			
6	イヌツゲ	自生	速い	普通	陰樹	常緑広葉	3		強い	強い
7	イボタノキ	自生	速い	普通	半陽	落葉広葉	1			
8	ウツギ	自生	速い	強い	陽樹	落葉広葉	2	花(5-6)		強い
9	ウメモドキ	自生	普通	普通	陽樹	落葉広葉	3		普通	普通
10	エニシダ		速い	強い	陽樹	落葉広葉	2	花(5-6)		強い
11	オカメザサ		速い	普通	半陽	常緑針葉	1			強い
12	カナメモチ	自生	速い	普通	陰樹	常緑広葉	5		普通	普通
13	カマツカ	自生	普通	普通	半陽	落葉広葉	5			
14	キブシ	自生	普通	普通	半陽	落葉広葉	4			
15	クサギ	自生	速い	弱い	陽樹	落葉広葉	5			
16	クチナシ	自生	遅い	弱い	陰樹	常緑広葉	2	花(6-7)	普通	普通
17	コツクバネウツギ	自生	普通	強い	陽樹	落葉広葉	2	花(4-6)		
18	コバノガマズミ	自生	普通	普通	半陽	落葉広葉	2	花(5-6)		
19	コバノミツバツツジ	自生	普通	強い	陽樹	落葉広葉	3	花(4)		
20	コマユミ	自生	普通	普通	半陽	落葉広葉	2		普通	強い
21	サザンカ		遅い	普通	陰樹	常緑広葉	3	花(11-1)	強い	普通
22	サンゴジュ	自生	速い	普通	陰樹	常緑広葉	5		強い	強い
23	サンショウ	自生	遅い	普通	半陽	落葉広葉	2			
24	シキミ	自生	普通	弱い	陰樹	常緑広葉	3			
25	シャシャンボ	自生	普通	普通	半陽	落葉広葉	3			
26	シャリンバイ	自生	遅い	強い	半陽	常緑広葉	2	果実(10-11)	強い	強い
27	ジンチョウゲ		遅い	普通	陰樹	常緑広葉	1		普通	普通
28	センリョウ	自生	遅い	弱い	陰樹	常緑広葉	1		弱い	弱い
29	チャノキ				半陽	常緑広葉	2			
30	ツクバネウツギ	自生	普通	強い	陽樹	落葉広葉	2			
31	ツゲ		遅い	強い	半陽	常緑広葉	3		強い	普通



緑化樹木(低木)

	樹種名	園内 自生	生長	乾燥	陽陰	性状	樹高 (m)	鑑賞(月)	潮害	大気 汚染
32	ツルウメモドキ	自生	速い	普通	半陽	落葉広葉	3			
33	テリハノイバラ	自生	速い	強い	陽樹	落葉広葉	1		強い	
34	トベラ	自生	普通	強い	陰樹	常緑広葉	3	花(5-6)	強い	強い
35	ナワシログミ	自生	普通	普通	陰樹	常緑広葉	2		強い	強い
36	ナンテン	自生	遅い	普通	半陽	常緑広葉	3		強い	普通
37	ニシキギ	自生	速い	強い	半陽	落葉広葉	6		強い	普通
38	ニワトコ	自生	速い	普通	陽樹	落葉広葉	3			
39	ネジキ	自生	普通	普通	陽樹	落葉広葉	6			
40	ネズミモチ	自生	普通	普通	陰樹	常緑広葉	6		強い	強い
41	ノイバラ	自生	速い	普通	陽樹	落葉広葉	2			
42	ハギ類	自生	速い	強い	陽樹	落葉広葉	2	花(9-11)	弱い	普通
43	ハマゴウ	自生	遅い	強い	陽樹	落葉広葉	1	花(7-8)	強い	
44	ハマヒサカキ	自生	遅い	強い	半陽	常緑広葉	2		強い	強い
45	ハマボウ		普通	普通	陽樹	落葉広葉	2	花(7)	強い	
46	ヒイラギ	自生	遅い	普通	陰樹	常緑広葉	3	花(10-11)	強い	強い
47	ヒイラギナンテン		遅い	普通	半陽	常緑広葉	2		普通	強い
48	ヒサカキ	自生	遅い	普通	陰樹	常緑広葉	4		強い	強い
49	マサキ	自生	普通	強い	陰樹	常緑広葉	3	果実(10-12)	強い	強い
50	マルバウツギ	自生	速い	強い	陽樹	落葉広葉	2			
51	マンリョウ	自生	遅い	普通	陰樹	常緑広葉	1	果実(秋~春)		・
52	ムクゲ		速い	弱い	陽樹	落葉広葉	3		普通	強い
53	ムラサキシキブ	自生	速い	普通	半陽	落葉広葉	2			
54	ヤツデ	自生	速い	弱い	陰樹	常緑広葉	3	果実(5)	強い	強い
55	ヤブウツギ	自生	速い	普通	半陽	落葉広葉	2			
56	ヤブコウジ	自生	遅い	普通	陰樹	常緑広葉	0.2			
57	ヤブムラサキ	自生	普通	普通	陽樹	落葉広葉	2			
58	ヤマツツジ	自生	普通	普通	陽樹	落葉広葉	2	花(4-5)		強い
59	ヤマブキ	自生	速い	弱い	半陽	落葉広葉	2	花(4)	弱い	普通

緑化樹木(ツル植物)

	樹種名	自生	生長	乾燥	陽陰	性状	鑑賞(月)	潮害	大気汚染
1	アケビ	自生	速い	普通	陽	落葉	果実(10-11)		
2	イタビカズラ	自生	速い	強い	陰	常緑		強い	強い
3	イワガラミ	自生	普通	強い	陽	落葉			
4	キズタ	自生	遅い	強い	陰	常緑			強い
5	スイカズラ	自生	速い	強い	半陽	常緑		強い	強い
6	テイカカズラ	自生	普通	普通	半陽	常緑		普通	普通
7	ノウゼンカズラ		速い	強い	陰	落葉	花(7-8)		
8	ピナンカズラ	自生	速い	強い	陰	常緑	果実(10-11)		強い
9	フジ	自生	速い	強い	半陽	落葉	花(4-6)	強い	強い
10	ミツバアケビ	自生	速い	普通	陽	落葉	果実(10-11)		
11	ムベ	自生	普通	普通	半陽	常緑	果実(10-11)		普通

利用計画及び公園事業執行状況

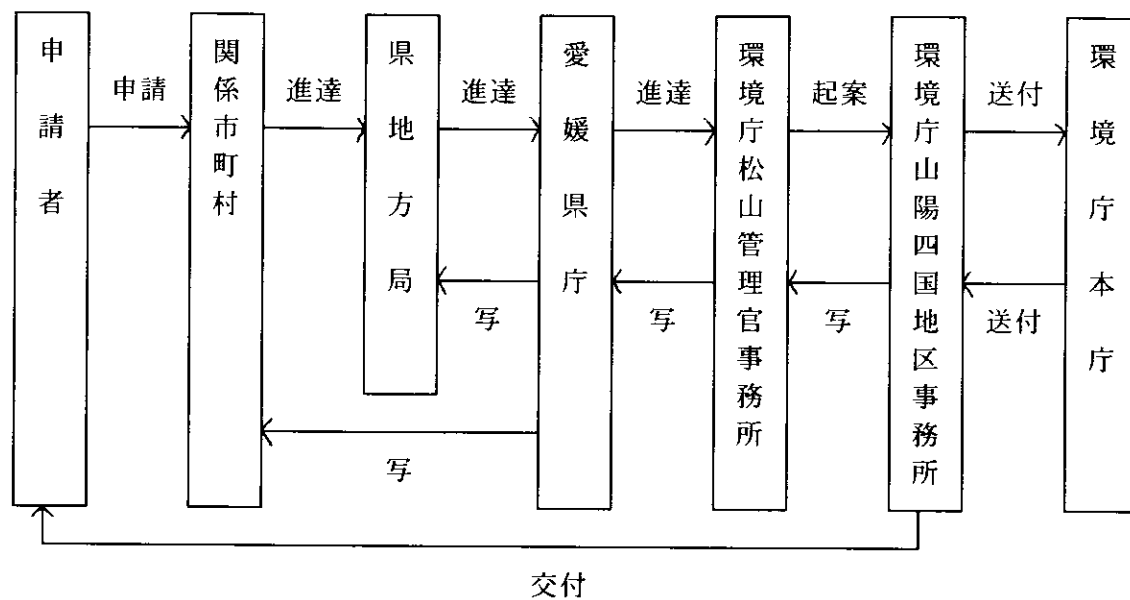
利用計画名	執 行 事 業 名
東予集団施設地区 (今治市、東予市)	東予園地 東予国民休暇村宿舎 東予国休暇村休憩所 桜井海岸園地
波止浜集団施設地区 (今治市)	波止浜園地 近見山園地 糸山園地 近見山給水施設
姫原集団施設地区 (中島町)	姫原園地 姫原野営場 姫原海岸歩道
園地	笠松山園地 (朝倉村) 高戸山園地 (松山市) 糸山園地 (今治市) 亀老山園地 (吉海町) 鹿島園地 (北条市) 佐田岬園地 (三崎町) 塔の峰園地 (波方町) 積善山園地 (岩城村) 鳶鴉山園地 (大西町) 立石山園地 (生名村) 観音崎園地 (関前村) 鷲ヶ頭山園地 (大三島町) 法王ヶ原園地 (弓削町) 榊山園地 (大三島町)
宿舎	鹿島宿舎 (北条市) 法王ヶ原宿舎 (弓削町)
水泳場	唐子浜水泳場 (今治市)
駐車場	笠松山駐車場 (朝倉村)
道路〔車道〕	糸山線道路 (今治市) 近見山登山線道路 ( " ) 桜井海岸線道路 ( " ) 中島大串海岸道路 (中島町)
道路〔歩道〕	宮浦鷲ヶ頭山線道路 (大三島町) 桜井海岸線道路 (今治市) 正味名駒線道路 (吉海町) 笠松山道路 (朝倉村) 四国自然歩道線道路 (今治市)

注) ( ) : 事業地

〈許認可申請ルート〉

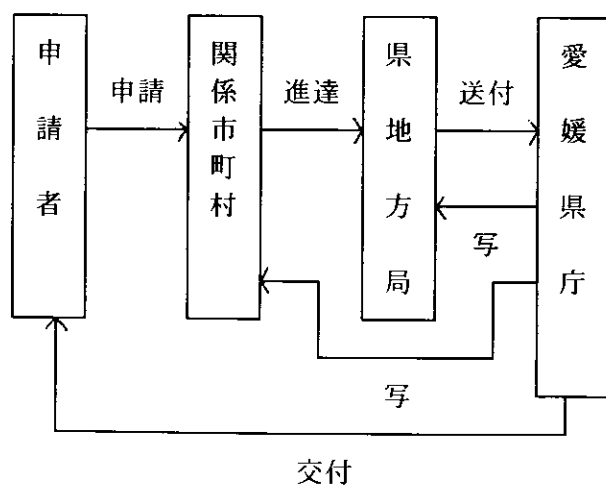
1 環境庁長官権限(所長専決は環境庁山陽四国地区国立公園・野生生物事務所まで)

○申請部数: 本庁決裁: 6部、所長専決: 5部



2 知事権限

○申請部数: 3部



管理計画検討会名簿

検討員	松山東雲短期大学 学長 森川 國康 (動物学) 座長 愛媛大学 教授 鹿島 愛彦 (地質学) 松山東雲短期大学 助教授 松井 宏光 (植物学)
行政機関	愛媛県 環境局長 愛媛県 八幡浜地方局長 愛媛県 松山地方局長 愛媛県 今治地方局長 愛媛県 西条地方局長 松山市 市長 八幡浜市 市長 大洲市 市長 北条市 市長 今治市 市長 東予市 市長 三崎町 町長 長浜町 町長 大波西町 町長 中島町 町長 吉海町 町長 宮窪町 町長 大三島町 町長 上浦町 町長 伯方町 町長 弓削町 町長 朝倉村 村長 関前村 村長 岩城村 村長 生名村 村長 魚島村 村長
事務局	環境庁 山陽四国地区国立公園・野生生物事務所 瀬戸内海国立公園松山管理官事務所

作成経緯及び検討経緯

年 月 日	内 容
<p>平成8年10月29日</p> <p>10月30日</p>	<p>検討会・東予市（国立公園制度、管理計画等の説明）            検討員、行政機関、事務局</p> <p>現地調査（東予集団施設地区、近見山園地、糸山園地）            検討員、行政機関、事務局</p>
<p>平成9年2月4日</p> <p>2月5日</p>	<p>検討会・吉海町（保全対象の提案、行政機関からの意見聴取等）            検討員、行政機関、事務局</p> <p>現地調査（亀老山園地、鷲ヶ頭山園地等）            検討員、行政機関、事務局</p>
<p>平成9年10月27日</p> <p>10月28日</p>	<p>検討会・中島町（管理計画書（案）の検討）            ・ 検討員、行政機関、事務局</p> <p>現地調査（中島町保全対象地域、姫原集団施設地区、忽那七島）            検討員、行政機関、事務局</p>
<p>平成10年1月29日</p>	<p>中央連絡会議            座長 事務局</p>
<p>平成10年2月25日</p>	<p>検討会・松山市（管理計画書（案）の取りまとめ）            検討員、行政機関、事務局</p>